

平成28年1月

外国送金ご利用者 各位

神戸信用金庫

外国送金の送金先口座を変更させる偽の電子メールにご注意ください

近時、国内法人のお客さまと取引先である外国法人間の電子メールのやりとりにおける、なりすまし・内容改ざんを手口とした外国送金の詐取事案が他の金融機関で発生しています。

つきましては、発生している事例、ならびに現時点で有効と考えられる対策例をご紹介しますので、当該事案に十分ご注意頂いたうえで外国送金をご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

1. **発生している事例**

【事例1】

以前より取引している外国法人からの電子メールによる送金先口座の変更指示に基づき外国送金を実施したが、外国法人より送金未着であるとの連絡があった。調査したところ、送金先口座の変更指示された電子メールの送信元アドレスが、外国法人の正規メールアドレスとは異なるもの(ドメイン名が異なる等)であり、外国法人になりすました第三者から偽の電子メールであったことが判明した。

[※送金先口座は第三者のものであり、送金した資金が詐取された]

【事例2】

外国法人の正規メールアドレスから送信された電子メールに基づき、外国送金を実施したが、後日、外国法人のパソコンがハッキングされたことに伴う、第三者による架空請求であることが判明した。

【事例3】

外国に所在する自社関係会社のCEO等、上層幹部の名前を騙って本邦の会計担当者宛に送金指示の電子メールが送信され、これに従って外国送金を行ったところ、その電子メールはCEO等になりすました偽の電子メールであることが判明した。

[※送金した資金が詐取された]

2. **対策例**

- (1) 外国法人から送金先口座を変更する旨の電子メールを受信した場合や、外国法人の正規でないメールアドレスから送金依頼を受信した場合は、外国法人に対して、電子メールとは異なる手段(電話やFAX等)で事実の確認を必ず行う。
- (2) 送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティー対策を行う。また、外国法人と送金依頼の電子メールを送受信する際には、平文(暗号化されていないデータ)ではなく、暗号化した添付ファイルを用いる、電子署名を付すなど、より安全性の高い方法で行う。

以上